福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金

ＦＡＱ

（令和８年２月１６日版）

１．福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金 …２

２．支援金の支給対象施設について …４

３．申請方法について …１０

１．福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金について

Ｑ．１　この支援金の目的は何ですか。

この支援金は、物価高騰により光熱費、食材費、診療材料・消耗品費及び燃料費の負担が増え、福祉施設、医療機関等及び保育施設（以下「施設等」という。）の運営が厳しさを増すなか、国の公定価格により収入が算定される施設等を設置し、運営を継続している事業者を支援することにより、事業の質の確保及び持続的な運営を確実なものとし、本県の福祉・医療の維持を図ることを目的としています。

Ｑ．２　支給額はいくらになりますか。

施設種別・区分・形態によって支給額の算出が異なりますので、詳細は次の表でご確認ください。

１　業種区分	２　施設等区分		３ 支給額	４ 要件
福祉施設等（介護）	入所	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を開設する法人及び個人、小規模多機能型居宅介護事業所（入所分）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（入所分）	基準日利用者１名当たり　66,000 円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。 ※短期入所生活介護事業所、及び短期入所療養介護事業所の基準日利用者数は、基準日前１ヶ月の１日平均利用者数とし、定員を上限とする。	・介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき開設している施設 ・介護保険法第 71 条に規定する「みなし指定」事業所を除く
	通所	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通所分）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（通所分）	基準日利用者１名当たり　17,000 円 ※基準日利用者数は、基準日前１ヶ月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	
	居宅	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（居宅分）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（居宅分）	１施設当たり　125,000 円 ただし、基準日において、感染症法第 36 条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する訪問看護事業所にあっては、161,000 円とする。	
福祉施設等（障害）	入所	短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設	基準日利用者１名当たり　78,000 円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。 ※短期入所事業所の基準日利用者数は、基準日前１ヶ月の１日平均利用者数とし、定員をする。	・障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき開設している施設
	通所	療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、放課後デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所	基準日利用者１名当たり　17,000 円 ※基準日利用者数は、基準日前１ヶ月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	
	居宅	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所	１施設当たり　125,000 円	
福祉施設等（救護）	救護施設		基準日利用者１名当たり　78,000 円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。	・生活保護法に基づき設置している救護施設

1　業種区分	2　施設等区分	3 支給額	4 要件
医療機関等	病院	1 病床当たり 156,000 円 ただし、基準日において、特別高圧電力を受電する契約を締結している病院にあっては、189,000 円とする。 ※算定病床数は、令和 7 年 1 月～12 月の 1 日当たり平均使用病床数を基準に算出	・医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所(企業・社会福祉施設等の医務室、臨時開設の施設を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている医療機関 ・同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合は、いずれか一方とする。 ・公立医療機関は、地方公営企業法の適用を受ける施設、又は地方独立行政法人が経営する施設に限る。
	有床診療所	1 病床当たり 156,000 円 ※算定病床数は、基準日の使用許可病床数(休床病床を除く)に、令和 6 年度病床機能報告に基づく県内有床診療所の病床使用率平均(0.5)を乗じて算出 ※算定病床数が 2 床の場合、医科診療所(無床)の区分と比較して高い方の額の区分で支給する。 ※算定病床数が 1 床以下の場合、医科診療所(無床)の区分で支給する。	
	医科診療所(無床)、歯科診療所	1 施設当たり 259,000 円 ただし、基準日において、感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医科診療所(無床)にあっては、445,000 円とする。	
	薬局	1 施設当たり 58,000 円	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設
	助産所	1 施設当たり 78,000 円	・医療法の規定に基づき開設している助産所(出張専業の施設を除く)
	施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復業)	1 施設当たり 78,000 円	・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任取扱いの指定を受けた施術所(出張専業の施設を除く) ・同一施設で、療養費の受領委任取扱指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一方とする。
	歯科技工所	1 施設当たり 78,000 円	・歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所

1　業種区分	2　施設等区分	3 支給額	4 要件
保育施設 (保育所等)	私立(公設民営除く)の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、へき地保育所、認可外保育施設	基準日利用子ども 1 名当たり 2,000 円	・児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律若しくは学校教育法に基づく認可を受け、へき地保育所の設置について(昭和36年厚生省発児第76号)に基づく指定を受けていること。 ・児童福祉法の規定に基づき届出を行った認可外保育施設
保育施設 (児童養護施設等)	児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム	基準日利用者 1 名当たり 28,000 円	・児童福祉法の規定に基づく児童養護施設及び乳児院並びに児童自立生活援助事業者及び小規模住居型児童養育事業者

Q．３　基準日というのはいつになりますか。

令和７年１２月１日です。

Q．４ 支給された支援金の用途制限はありますか。

支援金目的である光熱費、食材費、診療材料・消耗品費及び燃料費に対する用途を想定しております。

Q．５ 支援金は税の対象となりますか。

対象となる場合がありますので、詳しくは税務署等にお問い合わせください。

２．支援金の支給対象施設について

Q．６　どのような施設が対象となりますか。

次の（１）～（３）すべての要件を満たすものとします。

（１）令和７年１２月１日（以下「基準日」という。）において、Ｑ２の表の【２ 施設区分等】及び【４ 要件】に該当する施設等を運営する法人・個人であること。

（２）基準日において、事業の実態（事業を実施している）があること。

（３）申請日において、事業継続の意思があること。

※　以下の施設は対象となりません

（１）地方公共団体の一般会計で運営されている施設等

（２）基準日時点で休止または廃止の届出をしている施設等

（３）暴力団または暴力団員の統制下にある団体

（４）支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

Q．７　休止中の事業所は対象となりますか。

令和７年１２月１日時点で休止中の事業所については、支給の対象となりません。

Q．８　現在は山梨県内で事業を行っていますが、数か月後には廃業予定です。
この場合支給対象となりますか。

支給対象とはなりません。支給は、申請日時点で引き続き山梨県内で事業を継続する意思があることが前提となりますが、申請後、予期していなかった理由により廃業、休止となった場合には返還の必要はありません。

Ｑ．９　令和７年１２月２日以降に施設の運営を開始した場合、補助対象となりますか。

令和７年１２月１日時点で施設等を運営している法人・個人に限るため対象外になります。

Ｑ．１０　施設区分ごとに対象外要件はありますか。

あります。Ｑ２に示した表に記載されている【４ 要件】欄をご確認ください。

Ｑ．１１　有料老人ホーム及びサービス付き高齢者専用住宅は支援の対象にならないのですか。

この支援金は、公定価格により収入が設定されている事業所などを対象に支援を行うものであり、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及び、サービス付き高齢者専用住宅は支援の対象としていません。

Ｑ．１２　施設や事業所は山梨県内にあるものの、本社が山梨県内にない場合は対象となりますか。

本社が山梨県外にあっても、山梨県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については支給対象となります。ただし、県外に所在する施設分については、本支援金の対象外です。

Ｑ．１３　令和７年４月から６月の期間で募集を行った同支援金について県から既に交付を受けていますが、今回の支援金も申請できますか。

申請できます。

Ｑ．１４　市町村や他団体にて物価高騰対策の支援金を受給しています（受給予定）が、この度の支援金を申請することは可能ですか。

可能です。ただし、本支援金を受給した場合に市町村や他団体の給付金を受け取ることができるか否かは、各市町村等の支給要件をご確認ください。

Ｑ．１５－１　介護保険法第７１条に規定する「みなし指定」事業所（いわゆる医療みなし）事業所は対象になりますか。

いわゆる「医療みなし」事業所については、医療機関・薬局の業種での申請が可能なので、福祉施設等（介護）業種としては対象外です。
例）医療機関で一般指定、介護事業所でみなし指定→医療機関のみ申請可能

Ｑ．１５－２　介護保険法第７２条に規定する「みなし指定」事業所（いわゆる施設みなし）事業所は対象になりますか。

いわゆる「施設みなし」事業所については、「みなし指定」後に、実際に介護保険サービスを提供する際に指定権者に提出した最新の「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の写しを申請書に添付した場合には対象とします。

Ｑ．１６　複数の施設を運営している場合、それぞれで支給を受けることは可能ですか。

可能です。この場合、施設（事業所）ごと、Ｑ２記載の施設区分ごとに申請を行ってください。

例）病院と介護老人福祉施設を運営 → 病院と介護老人福祉施設を別々に申請
※　申請ごとの振込となります

例）Ａ病院とＢ病院を運営 → Ａ病院とＢ病院を一括申請
※　一括振込となります

Ｑ．１７　同じ建物内で、複数の施設を運営している場合は、施設単位で支給を受けられますか。

同一の住所、同一建物内において複数の指定を受けている施設についても、原則それぞれの区分で支給可能です。ただし次の場合などは、いずれか一方のみの支給となります。

例）施設区分【病院・有料診療所・医科診療所（無床）・歯科診療所】において、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合

例）施設区分【施術所】において、療養費の受領委任取扱い指定を受けている施術所が複数ある場合

例）施設区分【居宅】において、同一事業所で複数の区分（例：障害「居宅介護事業所、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所」、介護「訪問介護事業所、居宅介護支援事業所」等）の運営を行っている場合

※　福祉施設等（障害）と福祉施設等（介護）を同一事業所で運営している場合は、介護で申請をお願いします。

Ｑ．１８　障害福祉サービスで、1人の利用者が、同一事業所内で日中に「通所」サービスを使用し、夜に「入所」サービスの提供を受けている場合、交付金申請の人数はどうなりますか。同じ利用者で、双方のサービスについて交付金の申請が行えますか。

行うことはできません。「入所」サービスの利用者が同一事業所内で日中(通所)のサービスと、夜(入所)のサービスを受ける場合は、昼と夜で申請が重複しないようにしてください。（1人あたり78,000円を超える額が支給されないようにしてください。）

Ｑ．１９　障害福祉サービスで、ある入所者が、日中は別の事業所の通所サービスの提供を受けている場合でも78,000円を受給することができますか。

受給することができます。(別の事業所は、通所のサービス提供先として17,000円を受給することができます。）

※他の入所・通所のサービスの場合も、同様の取り扱いとなります。

Q．２０　福祉施設等（介護、障害）、保育施設（認可外保育施設）での通所利用者数についても、基準日（令和７年１２月１日）に利用した数となりますか。

入所系と異なり、通所系の施設は、毎日同じ利用者が通う施設ではないため、１ヶ月間（１１月１日から１１月３０日まで）の平均利用者数とします。平均利用者数は小数点未満を切り捨ててください。定員を超える場合は、定員数が上限となります。

Q．２１　福祉施設等（介護、障害）の短期入所の利用者数についても、基準日（令和７年１２月１日）に利用した数で算定しますか。

入所系のうち、短期入所事業所については、その特殊性を鑑み、基準日前１ヶ月間（令和７年１１月１日から令和７年１１月３０日まで）の平均利用者数により算定します。

Q．２２　半日型の通所型サービスの利用者数は、どのように算定しますか。

午前0.5人、午後0.5人、合計1人として利用者数を算定してください。

Q．２３　病院の算定病床数の算出に用いる「在院患者延べ数」とは、どのようなものですか。

厚生労働省統計「病院報告」で定める、病院の全病床に毎日24時現在在院している患者の延べ数をいいます。

なお、「病院報告」は、医療法施行令の規定に基づき、各病院から毎月管轄の保健所へ提出いただいているものです。

Ｑ．２４　感染症法第３６条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する医科診療所（無床）や訪問看護事業所とは、どのようなものですか。

新興感染症発生・まん延時に医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時に県と医療機関との間で協議を行い、感染症対応に係る協定を締結する仕組みが法定化されました（令和６年４月１日施行）。

基準日（令和７年１２月１日）時点において、この協定を締結している医科診療所（無床）や訪問看護事業所については、支給額が加算されます。

Ｑ．２５　小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、どのように算定しますか。

入所、通所、居宅の利用形態ごとに、支給額を算定してください（訪問の利用者については、Ｑ１７もご確認ください）。

Ｑ．２６　介護予防サービスの利用者は基準日の利用者として含めることができますか。

介護予防サービスを同一の事業所で一体的に運営している場合、介護予防サービス利用者も基準日の利用者として含めることが可能です。また、総合事業の通所型サービスにおいても、一体的に運営している場合も同様です。

３．申請方法について

Ｑ．２７　申請の受付期間はいつまでか。また支給金の支給はいつですか。

申請の受付期間は令和８年２月１６日（月）～令和８年３月３１日（火）（当日消印有効）としています。支援金の支給は審査を終えたものから順次行います。交付決定は先着順ではありません。到着した申請書から順次確認をしますが、申請書類に不足があると審査を行うことができず、不交付決定とする場合があります。

また、不備や事実確認のために追加資料の提出を求めた場合、さらに審査に時間を要することがありますので、不備がないよう提出前に十分確認してください。

申請から支給まで概ね１～２ヶ月程度かかる見込みです。申請が一定期間に集中した場合は審査に時間を要する場合があります。

なお、個別の進捗状況をお答えすることはできません。

Ｑ．２８　申請方法はどうすればいいですか。

① 申請書類の入手方法

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/hoikushisetsuyouchien/fukushi-iryou-shienkin.html

② 提出部数

１部

なお、同一の開設者が複数の施設等を運営している場合は、同一業種区分の施設等を取りまとめて提出することが出来ます。

（業種区分が異なる複数の施設　等を運営している場合は、業種区分ごとに分けて申請してください）

③ 提出方法

郵送のみ

※　１ 普通郵便では郵送物の追跡ができず、トラブルの元となるため、簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください。

※　２ 直接持参されても受付ができません。
※　３ 郵便料金は申請者の負担となります。

④ 申請書類の提出先

【福祉施設等物価高騰対策支援金事務局】
〒400-0058
甲府市宮原町608-1（サンニチ印刷内）

※１ 提出書類は、本補助事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
※２ 提出書類は、原則として返却しませんので、書類は全てコピーを取るなど、控えを用意し、定められた期間保管してください。
※３ 審査において、追加で資料を求める場合があります。

⑤ 問い合わせ先（コールセンター）

〈電話番号〉050-5784-5560
〈受付時間〉9:00～17:00 ※土日祝日を除く

Ｑ．２９　申請書類には何が必要ですか。

以下の①～③の書類を提出してください。
①　支援金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）
②　支援金申請兼実績報告額内訳書（様式第１号の１）
※　様式第１号の１は、業種区分ごとに様式が異なります。
③　振込先金融機関の口座が確認できる通帳の写し等
※　金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、カタカナ口座名義人等の記載があること
※　補助金の申請代表者名と同一名義（法人名または個人名）の預金口座であること

その他必要な場合は県（事務局）から書類提出を求める場合があります。

Ｑ．３０　当座預金口座のため、通帳がない場合の添付書類はなにか。

金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金

入金帳の写し等で、「金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるものを提出してください。

Q．３１　設置主体からの委託を受け、または指定管理者制度により施設運営を行っているが、受託先や指定管理者が申請及び支援金の受給は可能か。

可能です。この場合、設置主体との委託などが分かる書類（契約書等）及び設置主体からの委任状を添付し、申請書類を提出ください。